

消費生活 サポーター 通信

平成29年度
第8号

緊急注意情報

～仮想通貨のトラブルに注意～



事例

- 1 「半年で価格が3倍になり、販売元が全て買い取る。」
と知人に勧められて仮想通貨を200万円分購入した。その後、業者から提示された
買い取り期間に売却しようとしたが、拒否された。
- 2 自宅に封筒が届き、その後知らない業者から、
「今後何倍にも値段が上がる仮想通貨がある。封筒が届いた人しか購入できない」
と電話があった。しつこく勧誘されたため購入を承諾したところ業者がやってきて、
言われるまま契約書にサインし100万円を手渡した。
冷静になって考えると購入した仮想通貨を確認する手段もない。契約をやめたい。

アドバイス

- **仮想通貨交換業の登録業者かどうかを確認してください**
仮想通貨交換業を行うには金融庁・財務局の登録が必要です。契約の際は登録業者
であるかを確認してください。登録の有無は金融庁のホームページで確認できます。
(注) 登録を受けているからといって取引にリスクがないというわけではありません。
- **「必ず儲かる」という言葉を信じてはいけません**
仮想通貨はインターネット上でやり取りされる電子データです。
価格変動のリスクがあり、必ず値上がりするという保証はどこにもありません。
仮想通貨の仕組みが十分に理解できなければ契約しないでください。
- **不安を感じたら消費生活センターに相談**
消費者の方々に仮想通貨の認知度が高まるとともに、
仮想通貨に関するトラブルの増加が予想されます。
不審な勧誘を受けたり、トラブルに遭ったりした場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
(Tel. Me)